

## 第9回（仮称）市民自治を考える懇話会会議録要約版

|     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 平成19年5月25日（金）午後7時～9時                     |
| 場 所 | 市役所南館 大会議室                               |
| 出席者 | （委員）9名（欠席21名）<br>（事務局）4名<br>（サポートスタッフ）2名 |

### 会議内容

今回のテーマ

『市民憲章について』

資料 狭山町民憲章

### 【主な内容と意見】

事務局より提出資料の説明

狭山町（大阪狭山市）民憲章

- ・昭和52年の5月に町民憲章として制定した。この時期には、町立の図書館や公民館などの文化施設を作った時を合わせて町（市）民憲章を制定した。
- ・昭和26年に町制を施行し、昭和42年から狭山ニュータウンの開発が始まり、10年後の昭和52年に人口が4万人に達したということと公共施設の整備も進んだということであった。そういったことを踏まえて、まちの木や花の制定と同時に町（市）民憲章を制定した。
- ・大阪府内市町村の制定状況は、昭和30年代、或いは40年代、50年代、それ以降ということでもかなりばらばらしている。本市が制定した時期がブームであったと感じていたがそうでもなかった。
- ・本市の公民館、図書館は、ニュータウンの入り口に造ったということは、新しい地区と、旧地区の接点のところにあるということである。新しい住民と以前から住んでいる住民の橋渡しをする施設のオープンに合わせて町（市）民憲章が制定されたということに意義がある。これは、新旧の住民が心をひとつにして、まちづくりに励む、或いは、大阪狭山市の理想の姿を描くということを始めの格好の時期であったと思う。
- ・大阪狭山市は、昭和45年から50年の5年間の人口急増率は、府内トップであった。その後増加率の鈍化により、ようやく昭和60年度の国勢調査により5万人を突破し、昭和62年の10月に市制施行した。
- ・町（市）民憲章の制定の経過であるが、制定のための審議会を設置し、住民の総意で制定した。このように、早い時期からコミュニケーションが要求されていたということが分かる。
- ・市民憲章は、抽象的な内容となっている。狭山町（市）民全員のまちづくりの共通モデルである。それに対し自治基本条例は、市の憲法であり、性格が違う。
- ・町（市）民憲章の周知は、パンフレットの他、各自治会に看板をつくり、集会所などに行っている。
- ・最近、市民憲章の啓発的なことは、行っていない。広報誌には、毎月掲載している。HPでは、市歌とともに市民憲章を掲載している。

主な意見等

市民憲章について子どもたち（中学生23名）にアンケートを取った。

結果は、誰も知らなかったが、憲章の内容を見てからの意見は、すべて出来ればすばらしいまちになる、ということであった。

個人的に市民憲章は、知らなかったが、あらためて読み返してみると、どこの市でも通用し

そうな内容である。

狭山で生まれ育った人でも、市民憲章を知らない人もいる。他市では、どんな憲章があるのかも教えいほしい。

(サポートスタッフ)

市民憲章は、市では、善行者・功労者表彰式の式場で朗読をしている。また、成人式においても朗読をしている。

他市でも、分かりやすい言葉で、書いており、前文のところで、その市の個性を出している。あと、他市での市民憲章の啓発状況は、未調査である。

【久先生】

- ・私は茨木市民であるが、市民憲章があるのも知っている。ただ、それは、このような仕事をしているから知っているのであるが。何かの会合がある時に冒頭に読み上げたりすることがある。
- ・もう一点、「住みよいまちづくり協議会」というものが立ち上がっており、その一つ一つの項目ごとに部会を作っているが、どれだけの効果があるかと言うとしんどいところもある。
- ・作った人は、すごく思いがあるが、渡された人には、思いが伝わっていない。

知る、知らない、の話であれば、私は、毎日ほど、市役所にくるので、役所の正面の市民憲章はいつも目にしている。

【久先生】

- ・制定過程の説明がなかったように思うが。誰が言いたして、何のためにということであるが。

(サポートスタッフ)

制定当時に在籍していた職員は、ここにいないので詳細は把握していない。中心的な役割を担っていた方が2～3人いるとは聞いている。

昭和52年ぐらいは、ちょうど人口が増えてきた時であって、狭山も変わりかけた時代であった。

昭和53年に狭山に移ってきた、住民票の届けをしたときに、もらった封筒に町民憲章が印刷されており、町民憲章であると、職員から告げられた。

この策定審議会のメンバーの中にも、地元の人でない方も結構いらっしゃるので、旧地区の人だけで作られたものではないと思う。

この当時の狭山の市民は、すごく元気があったと聞いている。

【久先生】

- ・ちょうどそういう年齢層の方が多かったのかもしれない。  
(働き盛りで、家を買ったりするなどの年齢層の人達)

本当に、理想的な言葉であり、そのとおり実践できていたら素晴らしいまちになっていたと思う。

市民憲章は、本当に理想である。内容的には、どうということではない。市民自治の決め事にしても、ある程度、理想を盛込んでいかないといけないと思う。ただし、理想が高すぎると批判はくる。ある程度たたき台としては、理想を盛込まないといけないと思う。

また、もっとわかりやすくしていかないといけないと思う。

【久先生】

- ・小学校などにキャッチフレーズがあるように、たくさんキャッチフレーズがある。市で言う総合計画を作るたびにキャッチフレーズが変わる。でも、市民憲章は、30年間変わっていない。では、総合計画のキャッチフレーズと市民憲章はどうなっているのかということもある。

大阪市は、50年間キャッチフレーズを変えないことを基本に総合計画をつくり、10年ごとに何をしていくかを具体的に考えていくと言う2段構えで実施している。

#### 事務局

総合計画の柱を考える時には、特に市民憲章を意識していない。その時代の課題を抜き出し、その課題解決のための柱を考えている。市民憲章は、先程からもあるように、理想、理念の部分として割切って考えており、あまり深く考えていない。

#### 【久先生】

- ・今回もそうであるが、これを見ずして、考えるのではなく、一度見て、何十年と変わらないからしっかりと守っていく、でも、十年後のことを考えたときには、違うキャッチフレーズが必要であるということを確認しておかないといけない。
- ・市民憲章自体については、何も異論はないのでは。

#### 事務局

補足をする、ある委員からの提案により、市民憲章のテーマが出てきたが、それは、この市民憲章をベースにして自治基本条例につながるものが導き出せないかということだったと思う。この部分は、理念、理想の部分であり、今の時代で、よりよい生活環境を作るには、どんな仕組みやルールが必要になるのかということに発展していけばいいということで見ただけであればありがたい。

市民憲章は、漠然としていて、抽象的であり理想である。大阪狭山市の市民憲章としたら大阪狭山市の特色を文言に入れたらよい。インパクトがある。

#### 【久先生】

- ・自治基本条例で言うと、高知市の自治基本条例は、前文が高知弁である。非常に地域性が出ているというのもある。
- ・茨木市では、中心市街地活性化の計画を作ったが、どこかに茨木の言葉で表現が出来ないかということで、言葉を決め計画に入れた。
- ・狭山と言うと特徴は何か。

狭山と言うと、狭山はどこにあるのかと言う問題がある。

以前に、堺の泉北ニュータウンに住んでいたことがあるが、地域的になじめなかった。そのために狭山に移ってきた。

#### 【久先生】

- ・今、茨木市の北の方で西都のニュータウンを作っている。そこは、茨木市と箕面市にまたがっており、茨木市側から開発が進んでいるが、箕面市というブランド的なものが強い傾向にある。

他のところから見れば狭山より堺のほうがよいと思われると思うが、住んでいるものにとっては、プライドがある。

近隣市に住んでいる子育て層の人からすると、狭山の方がよいということが分かると思う。

#### 【久先生】

- ・もともとは、摂津市の出身で、人口8万人程度で狭山に近いものがある。茨木市に移って驚いたのは、住民票の交付に窓口で番号札を渡されたことである。これは、市民との距離の違いであると思う。人口が少ない市は、市民との距離も近い。
- ・そういう意味では、狭山は、適度な市である。コンパクトであり、市民同士の顔も見え、行政と市民との関係も近い。それは、とてもいいことではないのか。

長期的に見ると、狭山、すごく不安である。狭山をいい町にしたいと思っているが、10年

先、このままで大丈夫なのか不安である。どこかと合併しないとイケないのでは。

【久先生】

- ・福島県の矢祭町は、合併しないということで、苦しくなったけれども、皆が汗をかいてがんばっているところもある。

市民憲章は、知らなかったが、今知って、自分のことは、自分でしないとイケないと思う。最近、国も府も市もそういうことになってきている。

【久先生】

- ・市民憲章のテーマは、これぐらいとして、今回で9回の懇話会を開催した。そろそろ今後のことも考えていかないとイケない。何か感想等はないか。

事務局

- ・今後のことについてであるが、会の名称も仮称のままである。スタート時点は30名であったが、出席者も固定化してきたと思う。これからの会の運営についてもお聞きできればと思う。
- ・会も本日で9回目で次回が10回目であるので、そこを一区切りにして、次のステップに進むと言ったようなご意見をいただければと思う。
- ・自治基本条例の制定ありきでスタートしてしまったという反省点もある。
- ・市民自治の懇話会であるというので、必ずしも条例は意識しなくてよいのである。望ましい市民自治を実現するには、こういうルールがあればよいとか、こういう仕組みがあればよいなどの考えが整理できれば一区切りできるのではないのか。
- ・今までサポートスタッフとして入っていた職員を委員と同じテーブルの中に入り議論に参加するという方法も考えている。
- ・本市の場合は、順番が逆になっているが、本市には、市民公益活動促進委員会というものすでにがあり、市民の活動団体に補助金を交付するに当たっての審査をしている機関があるが、そのメンバーがこの懇話会について関心を持っている。テーマとしては、関連するものであるので、一度意見交換の場を設けたいとの声もある。今の段階で行うのもいいし、もう少し、考え方を整理してから行ってもいいし、その点も意見があればお願いしたい。

【久先生】

- ・大阪狭山市は、よい意味で困っている。他市では、重たい課題についての解決策を見つけるための意見交換などで話が盛り上がっていくのであるが、大阪狭山市は、市民同士や市民と行政の関係が案外うまくいっているのではないのか。また、既に、公募型の補助金の制度もあるので、かなり先進的なことを行っている。そのために、話が盛り上がってこないのではないのか。

事務局

- ・この4月の市長選挙において、現市長がマニフェストを公表した。その中に、地域協議会の設置ということが盛り込まれている。地域の様々な課題を地域自身で話し合う場の設置と言うことですが、そのことについても、意見があればお願いしたい。地域協議会のイメージ等資料は、こちらで用意させていただく。

地域協議会の関連であるが、私の地域は、小学校区で7地区あり、月1回、子どもを守るための話し合いを行っているが、地区によっての温度差が激しい。全くやっていない地区もある。

事務局

- ・既に、地域協議会のような取組みをされておられる、実態などをお聞かせいただければと思う。

実際活動していない地区の人が会長になりたいと思っている。活動している地区の内容を集め、自分の地区でもやっているように報告している。

【久先生】

- ・河内長野市は、今年から小学校区単位の地域交流会を立上げる。組織を作るのではなく、集まる場所を作るのが目的である。
- ・組織を作ると会長ができる。その会長を誰にするかということでもめる。組織はたくさんあるけれども、集まる場所がないだけである。

マニフェストには、自治基本条例は、平成20年度に制定と書いてある。他の項目もいつまでに取組むということが書かれてある。市長が出したものであるのもので、職員もその方向に動くのではないかと。

【久先生】

- ・マニフェストには、疑問がある。マニフェストは分かりやすいが、投票している人は、すべての項目に納得をして投票しているとは思えない。それであるのに、すべての項目について実施することについてはいかなものか。総計画などは、1年間かけて議論した結果であるのでいいが、マニフェストは、市長自身が考えたものである。一番よいのは、こういう施策を実施したいが、最後は、市民との話し合いで決めるといったものである。

今回のマニフェストも、そうなっているのではないかと、私はそう解釈している。今もまだ、はっきりしていないのは、地域のことである。地域がどうなのかということが自分自身まだよく分からない。地域の実態がどうなっているのかも分からない。地域には、行政の縦割りまだ生きている。行政と凄くかかわっている。その住民が何かしようとしても行政の楔が相当入っているように思う。そこをどう打破していくのベースとしていけばいいのではないかと。

【久先生】

- ・次回からは、地域協議会の話をつきかき、具体的な仕組を動かす中で、どの様な仕掛けがあればよくなっていくのかを話し合ってみればどうか。この1回～2回話し合ってみるのも方法である。

大阪狭山市には、市民公益活動補助金など、横並びではなく、プレゼンテーションにより実際に活動をやっている団体に交付しているものがある。

【久先生】

- ・もうすぐ他市で、その補助金の審査がある。中には、市民のためや、地域のための活動ではないようなものがある。

公益活動補助金は、その使い道が難しいものである。中々、公益性が出せない。

【久先生】

- ・公益性を出すには、その事業に係っていない人を参加させるだけで、地域での活動であると印象づけることが出来る。また、事業実施に対する感想を聞くなりして事業の有効性を証明する。

婦人会の活動をがんばっているが、補助金が削減されている。事業補助になり、事業費の精算が求められている。

市民公益活動補助金の場合は、過去には、不公平があった。しかし、基準を設け、整備されていきているので、公平になってきている。

#### 事務局

- ・考え方の整理だか、市民公益活動促進補助金については、市民協働・生涯学習推進グループ所管の補助金の制度であり、市民も参画して、公平さを出している。一方、婦人会については、社会教育の補助金であり、従来の支給方法である。

#### 【久先生】

- ・市子連や婦人会などは、最初から公益性のある団体であると認められている。それで、無条件で交付されているものである。後は、使い道をチェックするだけである。市民公益活動の方は、活動自体に公益性があるかどうかの判断からスタートしないといけない。

市民公益活動促進補助金で一定認められたら、少々クレームがついても、活動をやっているのだからいいのではないか。

補助金は、色々なところででている、この補助金は、公平にわたるように、まとめていかないといけない。

#### 【久先生】

- ・福岡市では、地域協議会制度を導入している。これは、補助金の関係も連動している。そうなると、地域協議会の意味も分かってくる。各団体補助金を一本化することにより、新たな事業も可能となる。一本化は、強制ではなく、束ねたくない団体があれば、その団体は、従来どおり、市から直接交付される。

#### 事務局

- ・市としては、最終形として自治基本条例の中に、地域協議会の定義が盛り込まれると思う。これは、未来のイメージであり、全地域を一度に実施するのではなく、どこかの地区で試行し、問題点などを抽出し、整理することにより、大阪狭山市全体の制度としていきたい。
- ・組織の作り方も、組織をいきなり作るのか、色々な話合いの中から自然に発生してくるのがいいのか、今の実態を踏まえて何かあれば。

交流会など、ふれあい事業などは成功するが、何かの目的の活動となると、実施するところと実施しないところがでてくる。

#### 【久先生】

- ・話をまとめると、事務局からの問題提起として、参加者が固定化しているということについては、スケジュールが比較的早い段階で決めていただいているので助かっている。

#### 事務局

- ・スケジュール的な問題もあると思うが、この会のテーマに対して、自分が想定していたものでなかったために参加されなくなった方もいると思われる。その方々を除くわけではないが、どこかで一度中締めを行い、引き続き続けていきたい。また、今後、サポートスタッフについても、皆さんのテーブルの中に入って一緒に議論していきたいと考えている。

出席が非常に悪い。

それだけ絞られてきたということである。

この懇話会も、充て職的なものが多い。色々な委員を兼ねているので出席が中々出来ないという事情もあるし、地区の仕事もあるので困難である。

#### 【久先生】

- ・皆さんの賛同が得られそうであるので、次回からは、市民、職員の隔てなく一緒に議論していただく。

#### 事務局

- ・ 次回は、地域協議会をテーマに議論を行うが、次回をもって1つの区切りとして、整理し、皆さんに見ていただき、今後、職員を交えた場の中で、自治基本条例に向けた議論に近づけていけたらと考えている。
- ・ 明日、この場所で、まちづくり大学という、市民公益活動支援センターで企画してもらっている、市民中心の勉強会があり、自治基本条例に関する講義を行う。その場でも、参加者の募集も行いたいと考えている。

サポートスタッフは、市ではどんな部署からきているのか、よく分かっていない。自治基本条例のなかで、市民協働という言葉でできているにもかかわらず、その担当部署も来ていないのではないのか。

#### 事務局

- ・ 色々な議論の中での行政に対する疑問について、即答できるように、担当部ごとに1名程度の参加をお願いしているので、専門的な質問についての回答ができない場合もある。今後は、その点を重視した形で構成を見直しの検討をおこないたい。

先生は、大阪狭山市は、何も問題がないのでは、おっしゃっていたが、抱えている問題はあ  
る。スタートの時点では、自治会のテーマが主体となっていたので、あまりなにも言えな  
かったが、色々な話を聞かないと、自治会のことは分からない、また、今回この懇話会で、知  
り合った方々の思いは、それぞれ違っていて、それをすり合わせることで、この懇話会の狙  
いでもあるように思う。ただ、まとめるとなると、それぞれの到達点が異なっているため、  
何をまとめていいかも分からないということも不安である。

#### 【久先生】

- ・ そういった意見を待っていた。自治会活動だけが自治ではなくて、自分達の活動が自分達の  
まちのために、前向きにがんばっていくことがすべて自治である。それを気持ちよくできな  
いということは、何かが問題である。その問題を出し合って、何が変わったら、或いはどう  
変わったら、気持ちよくなるのかを議論したい。それを最終的に仕掛け・仕組みや条例として  
生かしたいというのが今回の目的である。ただし、それぞれ活動の母体や手法が違うために、  
持っている課題とか言い分が違うのは当たり前である。それをできるだけ、一緒にするの  
ではなくて、それぞれの口から発言してほしい。次回それを期待している。

まちづくり大学では、活気があるのか。

広報でも募集したのであるが、市民活動支援センターが主体となって、市民協働・生涯学習  
推進グループと一緒に4月から始めている。26教程を土曜日に開催している。目的は、市  
民が市のやっていることをもっと知らないといけないという面と、市の職員も勉強してもら  
いたいという面がある。ベースは、市でやっている出前講座のメニューとなっている。

8月広報で第2期生を募集する予定である。

前回の自治会の加入率のテーマについての意見であるが、加入率の悪さは、新住民が加入し  
ないのではなく、旧地区が新住民を加入させないということが原因であるということである。  
自治会に入りたいが入れないと言う実態を市の方で何とかできないのか。

私の地区では、自治会組織にそぐわない人は、加入させていない。

私の地区は、旧地区であるが、新しい住宅が出来た場合は、一緒にお付き合いをしていき  
たいと思っているが、それには、条件をつけている。それは、地区としての積み立てを行っ  
ているので、それを1件当たりで割った相当額を負担してもらう。また、地区の役員が回っ  
てきたときは、受けてもらうなどの条件である。それを伝えると、加入したいという人は殆ど  
ない。

#### 【久先生】

- ・ そういった、加入することによって発生する役割の説明が省略されてしまうことがある。

事務局

- ・次回の日程は6月28日(木)の午後7時からこの場所で行う。